



東京プレイセラピーセンター

認定プレイセラピストスーパーバイザー： Certified Play Therapist-Supervisor（CPT-S™） 資格基準

I. 資格・ライセンス

- 以下のいずれかの資格を保持していること
 - ・臨床心理士
 - ・臨床発達心理士
 - ・公認心理師
 - ・児童精神科医師

CPT-S™ として認定された後に、何らかの理由で上記の資格の更新ができなかった場合、または資格が剥奪された場合は TCPT に直ちに報告する義務がある。CPT-S™は、自分の資格の更新が行われた場合は、毎回 TCPT に新しい有効期限を伝える義務がある。

必要提出書類

- CPT™申請時に資格証明書の写しを提出してから何らかの変化（新しく更なる資格を取得したなど）があった場合のみ提出してください。

II. 学歴

- 心理学の大学院博士前期課程修了以上（児童精神科医については免除）

III. 大学院臨床実習を担当した経験

- CPT-S™申請者は、申請時まで、臨床心理学系、またはその他のメンタルヘルス領域の大学院において臨床実習のクラスを1年以上担当し、院生の学生たちにプレイセラピーもしくはプレイセラピー以外の心理臨

床面接のスーパービジョンを行った経験がある。（注：大学院臨床実習を担当した経験がない方は、以下 VI. 2.をご覧ください。）

必要提出書類

- 臨床実習のクラスを担当したことを証明するもの。授業のスケジュール（クラス名と講師名が記載されているもの）、シラバスなど。

IV. プレイセラピー経験

1. CPT™を取得してから2年以上経過していること。
2. CPT-S™申請者は申請時までにプレイセラピーを10年間以上行っている臨床経験があること
3. CPT™取得後に少なくとも500時間以上のプレイセラピーの経験があること。プレイセラピストとしての臨床経験は、常勤または非常勤によるものでも構わない。ただし、最低平均して週3-4ケースのプレイセラピーを行っていた経験があること。（時間数ではCPT™申請時とCPT™取得後を合計して約1,200時間以上のプレイセラピーを行ってきた経験と換算される。申請時にはCPT™で申請したものと、CPT™取得後のプレイセラピー経験時間数をそれぞれ記載すること）。

必要提出書類

- なし

V. プレイセラピストへのスーパービジョントレーニング受講

1. CPT-S™申請者は申請時までにプレイセラピーに特化されたスーパーバイザーとしてのトレーニングを6時間以上受けたことがある。トレーニングは申請時から遡って過去10年間のうちに受けたものであること。

必要提出書類

- プレイセラピースーパービジョントレーニング受講証明書

VI. プレイセラピースーパーバイザー歴

1. CPT-S™申請者は申請時までに3年以上プレイセラピーのスーパービジョンを行ってきた経験があること。プレイセラピースーパーバイザーとしての臨床経験は、常勤または非常勤によるものでも構わない。ただし

最低平均して週1-2ケースのプレイセラピーのスーパービジョンを行ってきた経験があること。そして最低約100時間のプレイセラピースーパービジョンを行ってきた経験が今までにあること。

2. 「III, 大学院臨床実習を担当した経験」がない方は、上記 VI. 1. に加え、更に50時間の（プレイセラピーもしくはプレイセラピー以外の）スーパービジョン経験を要する。

必要提出書類

- なし（ただし CPT-S™申請者がスーパーヴィジョンを行った時間数（VI.1 の場合 100 時間、 VI.2. の場合は 150 時間）を証明するために、スーパーヴァイザーに CPT-S™申請書上にサインしてもらう必要がある。）

VII. プレイセラピー講師経験

1. CPT-S™申請者は申請時までに以下のいずれのプレイセラピー講師経験があること。
 - a) 過去10年間の内に、大学院でプレイセラピーに特化された授業を一学期間以上（時間数では20時間以上）教えた経験がある。

あるいは

- b) 過去10年間の内に、プレイセラピーのトレーニング（1日のトレーニングなど）を3回以上（時間数では20時間以上）メイン講師として提供した経験がある

必要提出書類

- プレイセラピーの授業、またはトレーニングを行なったことを証明するもの。大学のシラバス、スケジュール、トレーニングの案内、参加者に渡した修了証など。

VIII. 子育て支援に関わった経験

1. CPT-S™申請者は申請時までに以下のいずれかの支援経験があること。

認定プレイセラピストスーパーバイザー（CPT-S™） 資格基準

- a) 過去 10 年間の内に、5 回以上（時間数では 10 時間以上）地域やコミュニティにおける子どもや親子の居場所（Child Friendly Spaces）にボランティアもしくはスタッフとして支援したことがある。

あるいは

- b) 過去 10 年間の内に、3 回以上（時間数では 6 時間以上）親や教師などの子どもに関わる支援者を対象とした子育て講座や治癒的遊びなどの講座や講義をメイン講師として担当したことがある。

あるいは

- c) 過去 10 年間の内に、子育て支援に関わる現場で、親のコンサルテーションやカウンセリング、親子プレイセラピーなどの心理臨床業務を担当したことがある。目安としては、週 1 回 1 時間を 3 年間以上行う（時間数では 150 時間時間以上）に相当する経験を要する。

必要提出書類

- なし

VIII. CPT-S™資格更新基準

- 年に 1 回の登録更新：登録料(4,000 円)の納付
- 3 年に 1 度の資格更新手続き：
 - 3 年間で 24 時間以上のプレイセラピーに特化した研修による 24CEU の取得（16 時間以上が対面研修であること）
 - それに加え、3 年間で 6 時間以上のスーパービジョンについての研修による 6 CEU の取得（対面・オンラインを問わない）
- 資格更新の書類を当該年度の 2 月末日までに送付、3 月末日に更新となる。
- 資格更新の審査は無料とし、更新が認められた場合は当該年度の年間登録料（4,000 円）を速やかに支払う。

制定：2024年6月